

種別	件名	回答																		
制度	補助金の対象となる「中小企業」とは何を指すか。	<p>・ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行うもの、政治団体又は宗教上の組織もしくは団体でないこと。</p> <p>※個人農家は対象外となります。</p> <p>【補助対象になる者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社（株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社） ・ 農業法人 ・ 個人事業主（事業収入を得ている者） ・ 個人開業医、医療法人 <p>上記のほか以下の条件を満たすこと</p> <table border="1" data-bbox="620 985 1457 1666"> <thead> <tr> <th data-bbox="620 985 981 1274">業種</th> <th colspan="2" data-bbox="981 985 1457 1131">補助対象者 (下記のいずれかを満たすこと)</th> </tr> <tr> <td></td> <th data-bbox="981 1131 1204 1274">資本金の額又は 出資の総額</th> <th data-bbox="1204 1131 1457 1274">常時使用する 従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="620 1274 981 1377">①製造業、建設業、運輸業</td> <td data-bbox="981 1274 1204 1377">3億円以下</td> <td data-bbox="1204 1274 1457 1377">300人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 1377 981 1453">②卸売業</td> <td data-bbox="981 1377 1204 1453">1億円以下</td> <td data-bbox="1204 1377 1457 1453">100人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 1453 981 1559">③サービス業</td> <td data-bbox="981 1453 1204 1559">5,000万円以下</td> <td data-bbox="1204 1453 1457 1559">100人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 1559 981 1666">④小売業</td> <td data-bbox="981 1559 1204 1666">5,000万円以下</td> <td data-bbox="1204 1559 1457 1666">50人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	補助対象者 (下記のいずれかを満たすこと)			資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	①製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	③サービス業	5,000万円以下	100人以下	④小売業	5,000万円以下	50人以下
業種	補助対象者 (下記のいずれかを満たすこと)																			
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数																		
①製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下																		
②卸売業	1億円以下	100人以下																		
③サービス業	5,000万円以下	100人以下																		
④小売業	5,000万円以下	50人以下																		
制度	補助対象外はどういった事業者か	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大企業に当てはまる事業者、宗教団体・政治団体、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、国や地方公共団体、個人農家・営農組合 ・ 補助対象経費の年間合計が5万円未満の事業者 																		
制度	農事組合法人は対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農事組合法人、農業法人は事業収入になり、個人の農家収入と異なるため対象にしています。 ・ 営農集落組織は確定申告が個人であるため、対象外となります。 																		

制度	国、県、市が実施する、他の補助金等を受給している。併給は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助金は、秋田県や他市の補助金を受給している場合でも併給可能です。 ・ただし、市で実施する以下の物価高騰対策事業の補助金の交付を受けている者又は受ける予定の者は対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> ①障害者支援施設等物価高騰対策事業（社会福祉課） ②介護保険施設等物価高騰対策事業（まるごと福祉課）
提出書類	決算報告書における販売費及び一般管理費内訳に記載されている水道光熱費のみで対象経費の5%、補助金交付額上限の10万円を超えている場合、製造原価報告書や運送原価報告書に記載されている車両費や動力費などのエネルギー価格に該当する費用の入力は省略可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・省略可能です。
提出書類	個人事業主が提出する身分証はどのようなものが対象か。	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、パスポート、マイナンバーカード。保険証でも可としますが、先に示した書類が無い場合に限りです。
提出書類	申込書上、押印は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書および請求書について押印は不要です。
提出書類	申込書に記入する金額は、税込と税抜のどちらに合わせるべきか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の確定申告の方式に合わせて、税込か税抜のどちらかに統一させてください。
提出書類	確定申告書に收受日印がないが、どうすればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年1月から、税務署で申告書等の控えに対する收受日印の押印が廃止されましたので1月以降の確定申告書に関しては、申告書の控えの写しをそのままご提出ください。
提出書類	電子申告（e-Tax）の受信通知が無い場合は、どうしたら良いか。	<ul style="list-style-type: none"> ・e-Tax（WEB版）へログインし、「メッセージボックス」→「お知らせ・受信通知」で表示し、帳票を出力・印刷してください ※国税局ホームページの下記を参考にご確認ください。 https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/e-taxsoftweb.htm ・または、納税証明書（その2所得金額用）を税務署で取得の上、提出してください。 ※国税局ホームページ「納税証明書を請求される方へ」を参考に ご確認ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei-shomei/pdf/01-4.pdf
提出書類	ガソリンなどの燃料費が車両費や消耗品費などに含まれている場合はどうしたら良いか。	<ul style="list-style-type: none"> ・決算書に加えて燃料費の内訳の記載がある元帳などを一緒にご提出ください。

提出書類	エンジンオイルやアドブルー（排ガス浄化用の添加剤）は燃料費の対象になるか。	・燃料費の対象にはなりません。会計処理上で消耗品費や車両費に該当するため。
提出書類	市内に本店があり、市外に支店がある。対象経費の合算可能か。	・市内外に複数の事業所を有している場合は、決算書に記載されている市内外の全事業所分の合算で提出ください。市内の事業所のみを抽出する必要はございません。
提出書類	複数の事業所がある場合、事業所ごとに申込むことは可能か。	・申込は、法人又は個人事業主単位となるため、各事業所単位での申込はできません。
提出書類	市外に本店があり、市内に支店・事業所がある。営業証明書が無い場合はどこで発行すれば良いか。	・税務課へ税務諸証明交付申請書を申請し、営業証明書を取得してください。法人の従業員が営業証明書を取得する場合は委任状が必要なため、税務諸証明交付申請書をネットからあらかじめ印刷の上、 横手市役所本庁舎 2 階税務課または各地域局市民サービス課の窓口へ持参してください。 ※市役所ホームページ ページ ID : 1003561 からご検索ください。
提出書類	市外に住民票があり、市内の営業証明自体が無い場合はどうしたら良いか。	・商工労働課へご相談ください。別途書類のご案内をいたします。賃貸借契約書や公共料金（水道・ガス）のコピー等の添付が想定されます。
提出書類	確定申告書などは、いつの年の控えを提出すればよいか。	・【法人】 申込日時点で直近の事業年度の法人税確定申告書と決算書 ・【個人】 令和6年分の所得税確定申告書（確定申告を行っていない場合、令和6年分の収支内訳書の写しと市民税県民税申告書の写しを添付してください）と決算書
提出書類	確定申告時と補助金の申込時とで、法人の代表者が異なる場合はどうしたらよいか。	・履歴事項全部証明書をご提出ください。（原則3か月以内のもの。コピー可）
提出書類	法人及び個人の確定申告書や収支内訳書、市民税県民税申告書の控えを紛失した場合はどうしたらよいか。	・紛失等された場合は申告を行った税務署や担当の税理士事務所等へご確認ご相談ください。税務署での書類の再発行には情報開示請求が必要となるため、時間が掛かりますので早めの準備をお願いいたします。 ・市県民税申告書は横手市税務課か最寄りの地域局へ連絡をして再発行の依頼をしてください。
申込	自宅兼事業所の場合は申込できるか。	・自宅兼事業所の場合は、確定申告で家事費相当分が按分されて税申告が行われているため、対象となります。
申込	申込手続の方法を教えてください。	・①オンライン申込（LoGo フォーム） ②郵送申込 ③窓口持参（商工労働課、横手地域局を除く各地域局地域課窓口）の3つの方法がございます。

		※商工労働課は令和6年9月よりかまくら館5階へ移動しておりますので、持参の際にはご注意ください。
申込	申込書の取得方法を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・横手市役所ホームページに申込書等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。 ※市役所ホームページ ページ ID:1012466 からご検索ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・その他、下記の窓口において申込書を用意しております。 <ul style="list-style-type: none"> ○横手市役所本庁舎1階 総合窓口 ○横手市役所商工労働課 ○横手地域局を除く各地域局地域課窓口
申込	オンライン申込（LoGo フォーム）の場合、必要情報を入力すれば、申込書（紙）の提出は不要か。	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です。
申込	オンライン申込（LoGo フォーム）で書類を添付する場合は、スマートフォンなどで撮った写真でもよいか。また、データ形式に指定はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・写真もしくはスキャンをした PDF ファイルのどちらでも結構です。 ※画像が不鮮明な場合や見切れている場合など、記載内容の確認が困難な書類は再度添付をお願いいたします。
申込	オンラインで申請したが、問題なく申込が完了したかどうか不安である。	<ul style="list-style-type: none"> ・申込完了時に、受付完了メールを自動送信いたします。 ・メールが確認できない場合には商工労働課へお問い合わせください。（TEL：0182-32-2115）
申込	ネットバンキングやエコ通帳、当座預金のため通帳がないが、何を提出すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行名、支店名、支店番号、口座種別、口座番号、口座名義がわかる部分のコピーや画像を提出してください。※口座名義のカタカナ表記がわかる部分も必ずご提出ください。
給付要件	個人事業者として市内に事業所があるが、市外に在住している。この場合も給付対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主本人の市内居住（住民票が市内にあること）の要件は定めておりませんので、個人事業主として主たる事業所を市内におき、事業を行っていることが確認できる場合は給付対象となります。
給付要件	個人事業者として市外に事業所があるが、市内在住の場合も給付対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となります。

給付要件	給付対象外となるのはどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業者：中小企業信用保険法第2条第1項に該当しない者、個人農家など。 ・ 法人税法別表第1に規定する公共法人 ・ 政治団体、宗教団体、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者等 ・ 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者 ・ 納期限が到来した市税（市外に本店を有する事業者又は市外に住所がある個人にあたっては、当該本店又は住所がある市区町村の市区町村税）を完納していない者
給付要件	個人事業者で不動産収入のみを有する場合、給付対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の条件で給付対象となります。補助金概要をご確認ください。
給付要件	令和6年4月以降に新規開業した者は対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度の確定申告をされている場合は対象になります。
給付要件	令和7年度に廃業した場合、補助金の返還は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も事業継続意思がある事を対象者要件としており、廃業届を既に提出している場合は対象外となります。
給付要件	決算期変更に伴い、決算が12カ月無い場合はどうしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算期が12カ月を満たない場合は、決算期変更前の期の対象月分のエネルギー額が分かる書類及び前々期の確定申告書・決算書の追加提出を持ってエネルギー額合計を算出することを可能とします。
給付要件	決算途中で事業承継が行われた場合はどうすればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前事業者の決算と現事業者の合算で通年と判断できる様、前事業者の決算書と廃業届け、現事業者の決算書と開業届けを持って、証明できる場合は対象とします。その他、追加書類で事業譲渡契約書や継承通知書などを求める場合がございます。
その他	補助金の振込はいつ頃になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請期間終了後、交付額が記載された交付決定通知書を送付いたします。振り込みの事務処理に時間を要する場合があります。
その他	税金上の取り扱い、課税となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ この補助金は、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入され、課税対象となります。
その他	申込書の書き方が分からないので、教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工労働課へお電話でお気軽にご相談ください。 TEL:0182-32-2115 ・ 窓口でのご対応を希望される場合は<u>必要書類一式を準備の上</u>、商工労働課窓口（横手市中央町8番12号かまくら館5階）または、横手地域課を除く各地域局の地域課で書類作成のお手伝いもいたします。

その他	Excel に保護が掛かっていて、編集ができない。	ホームページより該当書類をダウンロードの上、ご利用ください。
-----	---------------------------	--------------------------------